

日金協（企）第 22-118 号
平成 23 年 3 月 25 日

協会員各位

日本貸金業協会
会長 飯島 巖

警察庁からの周知要請について

平成 23 年 3 月 23 日付で警察庁生活安全局生活安全企画課長より、別添のとおり、「東北地方太平洋沖地震に伴う被災店舗等の防犯対策について」に関して周知の要請がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該周知の趣旨を踏まえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

以上

警察庁丁生企発第155号

平成23年3月24日

日本貸金業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長



東北地方太平洋沖地震に伴う被災店舗等の防犯対策について（要請）

先般の東北地方太平洋沖地震の際には、貴団体傘下の金融機関店舗や従業員の皆様、ご親戚、お知り合いの方々に被災された方もあろうかと推察しているところであり、謹んでお見舞いを申し上げます。

さて、被災地における犯罪情勢につきましては、倒壊し、あるいは、住民が避難した地域において、無人の店舗や住宅等から金品を持ち去られたり、ATM機がこじ開けられて現金を窃取されるといった事案の発生が見られるところであり、こういったことが、被災された方々を不安にさせることのないよう、然るべき措置を講じる必要があります。

そのため、警察におきましては、あらゆる違法行為の取締りやパトロールを強化しているところであります。

つきましては、傘下の金融機関等に対し、閉店している店舗や稼働していないATMからの現金の回収その他可能な範囲での防犯対策を早急に講じていただきますようご指導をお願いいたします。